

令和5年度 第2回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和6年1月24日（水） 14時～17時15分

開催場所 生駒市役所 403・404会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、相川委員、清水委員、中尾委員、藤田委員、生駒委員

（事務局）梅谷地域コミュニティ推進課長、和田地域コミュニティ推進課主幹、赤松地域コミュニティ推進課地域コミュニティ推進係長、沖本地域コミュニティ推進課地域コミュニティ推進係員

（担当課）（市長公室）牧井企画政策課課長補佐、桐谷企画政策課企画係員、古田広報広聴課課長補佐、村田広報広聴課主幹

（総務部）飯島総務課長、酒見総務課課長補佐、大石総務課主幹

（地域活力創生部）金子SDGs推進課長、黒潟SDGs推進課公民連携係長

（市民部）後藤人権施策課長、福山男女共同参画プラザ所長

1 開会

2 案件

(1) 自治基本条例進捗状況調査報告及び条例の見直し・検討について

【中川委員長】案件の1番、「自治基本条例進捗状況調査報告及び条例の見直し・検討」について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】配布資料に基づき、説明。「資料1、資料2、資料3」

【中川委員長】質問が無ければ、このまま議事を進める。

(2) 自治基本条例の見直し・検討(第1章・第2章)

【中川委員長】案件の2番、「自治基本条例の見直し・検討(第1章・第2章)」を行う。事務局から説明員を紹介いただきたい。

【事務局】出席者を紹介。

【中川委員長】今から検討するのは資料1の第1章、第2章である。まず第1章について、それぞれ委員から意見がでていますが、これについて説明員から回答をいただきたい。

【相川委員】第1章の第1条と第2条について、私が出した意見は語句修正についてのみのため、説明は省く。第3条(最高規範)について質問がある。「他の条例等の制定改廃に当たって、この条例を尊重し、整合を図らねばならない」とあるが、実際にどういった形でチェックしているのかを総務課に聞きたい。

【総務課】法制担当で、条例の中でそういった部分は確認していないという実情である。近年は市で独自の条例を策定することがない状態であり、最近では法令改正に伴う定例的、定期的な改正が多いのが現在の状況である。

【相川委員】今実際に必要な案件がないのでしていないと認識した。必要な案件がでてきたときの体制としては、総務課が中心になって進めるのか。

【総務課】語弊があったかもしれない。実情としては、その点について、明確に確認はしていないということである。

【中川委員長】自治基本条例上には、条文の細かいところについては規則等に委ねると書いてある部分が多々あるが、それについては全て制定済みと理解したがよいか。

【相川委員】解説に「他の条例規則の制定改廃にあたって、この条例の趣旨を尊重することを規定しています」とあるので、実際、各部局にこれが浸透しているのかどうかに関してはどうか。最終的なチェックに関しては今、総務課からやっていないと聞いて愕然としている。

【中川委員長】もう少し言葉を足していくと、条例の制定・改正・廃止等において、自治基本条例の第3条に沿った点検を行ったことを確認する制度があるかどうかということである。

【総務課】改めて申し上げるが、そのような制度はない。

【中川委員長】では今後それを制度化するように。その点検・確認を終えたうえで議会に上程するような制度を作ってほしい。その他自治基本条例で規定している個別条例についての過不足はないのか。パブリックコメントの条例など、まだ要綱や規則のまま残っていたりしないのか。

【事務局】パブリックコメント手続条例に関して、参考資料をご覧いただきたい。条例本体は10年以上改正していないが、運用手引きについては必要に応じて改定し運用していると行政経営課から回答を預かっている。それ以外の条例については事務局ではわかりかねる。

【中川委員長】では、要望としておく。自治基本条例を受けた政策法務のチェックシステムを確立されたい。第1章第3条については改正の必要なしでよいのか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】それでは第2章第4条（情報共有及び公開）について。資料に書いてある委員からの意見に対して、まず広報広聴課から回答をいただきたい。

【広報広聴課】第4条において、情報の「共有」と「提供や公開」は質的に異なるというご意見いただいているが、市政情報の発信については大きく2つに分けられると考えている。1つは、例えば手続き関係の情報やイベントの情報、そうしたお知らせについては簡潔かつ正確に伝えるように心がけている。もう

1つの、市民の生活にとって影響が大きい施策や計画については、多くの人の参画や理解が必要になる。広報広聴課においては広報紙が一番大きな情報媒体になるので、特にそういった事業に関しては、結果だけではなくその過程や背景、課題まで記載することを意識している。第三者の視点として専門家にも話を聞いたり、当事者、関係者等市民の意見をできるだけ吸い上げて紙面に載せることを意識して取り組んでいる。また、第4条の「意見に対する対応」の2つ目の部分にも記載したが、各課においても、計画策定段階でワークショップや説明会等を行い、市民と丁寧に対話しながら情報を共有するようにしている。

【中川委員長】第4条では、「情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない」と書いてあり、その上に「まちづくりに関する情報を共有するものとする」と、書いてある。情報の公開ではなく、共有に踏み込んだ施策はあるのか。

【広報広聴課】情報を発信するだけではなく、先ほども申し上げたように各課がワークショップや説明会などの顔を見合わせて対話をする機会をできるだけ多く持つようにしている。そこで意見や質問等をいただいて、市から情報を提供、または共有する。その過程で事業を練り上げていくといった進め方をするよう心がけている。

【森岡副委員長】第4条について、広報広聴課が担当しないようなものも含め

た、あらゆる情報を市民に共有しなければならないと考えるが、それをどういう形で実現させるかが見えない。生駒市全般の情報を共有する必要性が生じたときに、その中で広報広聴課がどのような役割をするのか。今の説明では自分たちの守備範囲の部分だけ情報共有に取り組んでいると聞こえてしまう。広報広聴課が全市的な視野に立って、情報共有を今後どう図っていくのかについて聞きたい。

【広報広聴課】様々なツールを使って広報にも広聴にも取り組んでいる。広聴でいえばワークショップや説明会、ティーミーティング、広報でいえば広報紙、ホームページなどである。事業に合わせて、対象が全市民であればこういったツールで行った方がいいのではないかと、子育て世代に対してはこういったやり方で共有して説明して進めていけばいいのではないかと、場面にあわせてどのように情報を共有して進めていくかを考えている。

【中川委員長】この件に関して、広報広聴課だけの所管とするには少し幅広い。情報政策全般に関わる問題で、もちろん参画と協働を議論するときにも語らなければならないことだと思うが、広報広聴課としてできる情報共有の姿勢とは何かを森岡副委員長は聞きたかったのではないかと。情報の共有と公開は別物であることをこの場で確認しておきたい。当事者団体や、それに関わる人への積極的な情報共有がなければ参画と協働は成立しないのである。だから広報広聴

課における参画と協働を獲得するための情報共有の手段、施策としては何があるかと聞いたほうがいいかもしれない。

【広報広聴課】先ほど申し上げた通り、ツールの部分であればやはり広報紙が一番影響力の大きい、市民が知るきっかけになる媒体だと思うので、編集の方法を工夫している。ホームページについては、情報発信するための媒体ではあるが、重要な施策は詳しく、わかりやすく伝えるようにしている。

【中川委員長】広報広聴課ばかりを追求するべき問題ではないので、このことに関しては全ての部局に意識しておいてほしい。では次。相川委員から、第4条第2項の解説について意見をいただいている。

【相川委員】解説文が条例本文の趣旨を満たしていないので、書き変えた方がいいという提案である。第1項について、条文に情報の「共有」と書いてあるのに解説文の第1項では「提供」と「公開」だけになっている。広聴業務が抜けてしまっているので、資料1の各課の取組欄にも広聴業務が書かれていないのではないかと。第2項について、「多様な媒体を通じて広報活動の充実に努める」と解説に書いてあるが、それを発信する手法や手段については書かれていない。手話言語条例や「やさしい日本語」等、市民にわかりやすく説明するには合理的配慮も必要になるので、解説の「多様な媒体」と書いてある部分に、手法に関しても書き足すべきだと思う。

【中川委員長】では、第 4 条に関しては、解説をもう少し詳しく書き改めていただくようお願いする。本体条文については改正の必要がないということでもよろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】では次、生駒委員からも第 4 条について意見をいただいている。

【生駒委員】SNS での情報発信について、各課様々な取組をされていると思うが、各 SNS が適切に使用されているか、あるいは抜けているメディアがないか等を見直せる体制があったらいいのではないかと思ひ意見した。

【広報広聴課】この件について回答する前に、先ほどの質問への回答で補足がある。書かれていないと指摘いただいた広聴業務については、第 6 章第 28 条・第 29 条で記載しているので、そちらをご覧ください。今いただいた意見について、例えば旧 Twitter である X の代わりになるものとして、去年の夏ごろに登場した Threads という SNS は、検討したうえで現状では導入を見送っている。現在市では、7 つの SNS を運用しているが、新しい SNS を使う際には労力が必要になるので、労力に対してその効果がどれだけあるのかを見定めて運用を判断していく必要がある。なお、効果という点で例えば X は、ホームページに繋ぐ入口としての役割を担っており、平成 27 年度については X からホームページに約 1 万ページビュー流入していたが、令和元年度には約 8 万ペー

ジビューになり、令和 4 年度には約 16 万ページビューまで増えてきているので、かなり効果的に活用できていると考える。

【生駒委員】今後も、その継続的な取組をお願いします。

【中川委員長】第 4 条について、清水委員からも意見をいただいている。

【清水委員】この項目では、市民にしっかりと情報が届いているかを確認することが重要なので、その間取りを定期的にする必要があると思うがそのあたりはどうか。

【企画政策課】企画政策課で実施している市民実感度調査において、「あなたは生駒市の市政について、どの程度関心をお持ちですか」という設問を設けている。令和 4 年度に実施した結果、回答した市民のうち、25.8%が「あまり関心がない・全く関心がない」と回答している。また、そう回答した方に対して「市政に関心がない理由」を伺っており、「市政に関する情報が不足しており、市政についてよくわからないから」と回答した割合が 34.2%と、一番多くなっている。次いで、「日中は仕事や学校でほとんど市外に出ているから」と回答した割合が 23.2%、「忙しくて市政のことを考える時間がないから」と回答した割合が 22.4%、「今の市政がうまくいっていると思うから」と回答した割合が 11.2%だった。40 代～50 代の方は、「日中は仕事や学校でほとんど市外に出ているから」「忙しくて市政のことを考える時間がないから」と回答している割合が高く、

60代以上の方は「情報が不足しており市政についてよくわからないから」と回答した割合が高いという傾向であった。

【清水委員】今後聞き方を工夫しながら、情報の受け手側への聞取りに継続的に取り組んでいただきたい。

【中川委員長】第4条に関しては条文の変更なし、解説文に変更ありということで、第5条（参画と協働の原則）の検討に入る。まず、中尾委員の意見について。

【中尾委員】参画と協働の職員研修の内容について具体的に聞きたい。

【地域コミュニティ推進課】令和元年度は生活保護の立場から参画と協働を考えるというテーマで実施した。令和2年度は、管理職を対象に、参画と協働の事業遂行、または課内での自治基本条例の浸透に向けて実施した。令和3年度については2回開催し、講師は地域活力創生部長が務めた。「協働と多様性のあるプラットフォームの関係性」構築をテーマに、参画と協働がどのように進むべきか、進めるための手法について研修を行った。また、令和4年度も2回開催している。1回目は係長級以上を対象に、参画と協働の実践講座として、市民自治協議会「やまびこネットワーク」の代表から参画と協働の手法、コツを教えていただく内容となっていた。2回目は3年目以内の若手職員を対象に、参画と協働の原理や必要性をテーマに実施した。本年度については、中川委員

長にも講師をしていただいた。自治基本条例の理解と実践について話していただき、なぜこの条例があるのか、原則は何かといったものを、改めて職員に浸透させるために行った。

【中尾委員】実際にその研修を実施した後の効果は把握しているのか。

【地域コミュニティ推進課】研修実施後にアンケートを実施しており、その回答にて効果測定を行っている。また、毎年全庁的に参画と協働の事業調査を行っており、この事業数の中で参画と協働がどれくらい庁内に浸透しているのかを把握している。

【中尾委員】課によって参画と協働に対する考え方に温度差があると思うが、地域コミュニティ推進課はどう感じているのか。

【地域コミュニティ推進課】温度差は実際にあると思う。最新の調査では参画と協働の事業件数が268件ということだったが、参画と協働をしていない部局は存在しないということを考えると、おそらく回答に上がっていない事業がもっとあるはずだ。長いスパンになるかもしれないが、部局間の温度差を解消するために、研修を継続することが大事だと考えている。

【清水委員】主な取組に書いてある地域コミュニティ推進課の参画と協働の事業調査について、件数が出されているが、一体何をしているのかがよくわからないので、具体的な取組を聞きたい。これだけ事業があるならそれぞれの課題

も出てきていると思うが、そのあたりはいかがか。

【地域コミュニティ推進課】参考資料をご覧いただきたい。参画と協働の事業の一覧、268件の詳細はこの資料に掲載している。先ほども申し上げたが、やはり全庁的に調査をかけても課題が出てこない部局がある。実際に課題がないのか、参画と協働の認識が甘くて回答していないのかはわからないが、回答する部局を増やしていくことが、参画と協働の浸透度を測る指標になると考えている。

【清水委員】参画と協働の事業自体、住民の理解をどれくらい得られているかが重要になると思うので、そのあたりを客観的に分析できるものが指標としてあればよいと考える。

【中川委員長】藤田委員は全体について何か意見はあるか。

【藤田委員】前回の見直しからこの委員会に参加しているが、前文や条文の訂正に関しては、法律に絡む部分もあり難しく感じる。自治基本条例が制定されてから時代が変わったので、改正の際にはどうすれば市民にとってわかりやすくなるかを検討する必要がある。社会状況が大きく変わってきている中、今後消えていく文言がでてくる可能性もあると思うので、改正の際はその点も検討したほうが良い。

【中川委員長】時代の流行りで使っているような言葉はできるだけ変えた方が

いいという意見だが、法令文が不安定になってしまうのは好ましくない。その点については、解説文で補強するべきだと思う。国の法律でも同じ議論があるが、あまり柔らかくしてしまうと、裁判規範として不安定になるという批判もある。よほど目立つ言葉があれば変えるべきだが、基本条文については解説で補うという手法を委員会として取っている。

【森岡副委員長】参画と協働はわかりにくいと前から思っている。地域コミュニティ推進課からも同じ話があったが、各課で様々な取組をしても、それが参画と協働に沿った事業だということがわかっていないから調査をかけても挙がってこないのではないか。だから次に調査をするときは、何らかの項目で事業を分類し、まとめてはどうか。参画と協働というくくりでは、あまりにも漠然としているから、そこをもう少し掘り下げて、例えばこの事業は参画と協働の中のこういうものに該当する、というようにテーマを細かく分ければ、データも集約しやすくなるのではないか。

【中川委員長】今副委員長から非常に意味のある意見をいただいた。参考資料にある参画と協働の事業調査概要では、参画の中に5区分、協働の中に10区分あるので、これに番号を打って整理することは可能だと思う。

【相川委員】この調査では、形態、あるいは部局で整理されていて、行政からするとどこの課が何をしたかがわかりやすいかもしれないが、大事なのはター

ゲティングで、誰を対象にどんな事業をやっているかである。自治基本条例自体が持っているいくつかのメイン目的、例えば、わかりやすく情報共有をすること等あると思うが、どの事業がどの目的に当てはまるのかを整理しても良いと思う。狙いごと、あるいは対象ごとに整理すると、被っているので連携した方が良い事業や、全く情報が届いていない層が判明するはずだ。それに関する部分で、地域コミュニティ推進課が主な取組に記載しているファシリテーション研修について質問がある。記載を見ていると、年々受講者が少なくなっているうえに、受講者のフォローアップがどうなっているのかわからない。この研修は今言ったことを繋ぐような人材を育てるうえで重要になると考えるので、その点について聞きたい。

【地域コミュニティ推進課】現在使用している書式は奈良県が昨年度まで実施していた調査の様式を準用したものだが、県の調査も昨年度に終了しているので、書式については今後検討する。ファシリテーション研修については令和 2 年度で終了しているが、令和 4 年度からそれに代わり人事課で「協創力向上研修」を実施している。令和 4 年度は 18 名、令和 5 年は 22 名参加したと聞いている。

【中川委員長】参画と協働の事業調査概要について、協働類型の中に指定管理者制度や委託契約が入っていて、協働のパートナーとなる対象の中に企業が入

っているが、この扱いはもう少し精査すべき。例えば市役所の庁舎建設における民間企業への委託は参画と協働に入らない。そういった民間企業まで協働のパートナーとしてしまうと、手当たり次第に民営化することが協働を推進することになってしまうので、企業をパートナーに含めるなら市内企業等に限定した方が良い。指定管理者についても同じことなので、パートナーについては再度精査していただきたい。他、意見のある委員はいるか。

【中尾委員】地域コミュニティ推進課が記載している出前講座について詳しく聞きたい。第3章にも同様の意見を記載したが、やはり子どものときから教育の一環として自然と参画と協働を学べるように設定することが大事だと考える。出前講座の実績はどうなっているのか。

【地域コミュニティ推進課】この出前講座というのは、広報広聴課の事業「どこでも講座」が正式名称で、市民から要望があった際に実施するものである。どこでも講座でメニュー化されている中に自治基本条例の講座が入っているが、現在までの実施件数は0件である。ただ、どこでも講座の中に参画と協働のまちづくりの一環として進めている「複合型コミュニティづくり」に関する講座があり、これについてはここ2年で各1回、寿大学で実施している。

【中尾委員】これは教育委員会に言うべきかもしれないが、こういう講座は大人だけでなく子どもも対象に実施すべきだと考えている。学校の授業に入れ

るなど、呼ばれたから行くのではなく、子どもたちの意識付けのために積極的に行うべきだ。

【中川委員長】その意見には賛成だ。愛知県高浜市では「自治基本条例を広め隊」を結成し、毎年小学校を巡回しているらしい。

【藤田委員】委員会でいつも協議しているが、現実として、自治基本条例は市民に浸透していない。それをどうにかするためにまず学校教育から取り組むべきだと以前から考えていたので、ぜひ実現してほしい。

【清水委員】出前講座の実績がないということだったが、0件であれば主な取組に記載してはいけないのでは。

【地域コミュニティ推進課】どこでも講座でメニュー化されているということで記載していた。

【清水委員】では、実施できなかったことを課題の部分に書く必要があると思う。課題として認識しておかないと、次の見直しの際もやっていないままになってしまうかもしれない。

【地域コミュニティ推進課】今後実施件数を可視化して回答する。

【中川委員長】今第5条まで来ているが、出てきた意見で重要なところをまとめる。まず、学校における自治基本条例教育の可能性を引き続き検討していただきたい。その可否、あるいは可能性については次回までに報告するように。

それから、社会教育・生涯学習におけるシチズンシップ教育の中に自治基本条例を入れるように。自治会館や生涯学習施設を使う方々に対して、自治基本条例について共有する仕組みの制度化をお願いします。第 5 条について、条文と解説については変更なしということによろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】では次、第 6 条（人権の尊重）について、記載されている委員の意見への回答を、人権施策課と男女共同参画プラザからいただく。

【人権施策課】1つ目の意見について、記載いただいた通り人権課題は多岐にわたるため、市の職員だけで解決していくのは困難だと考えている。そこで社会教育団体や自治会、市民団体、事業者、行政などで組織する生駒市人権教育推進協議会や、法務省から委嘱を受けている人権擁護委員と連携して、人権に関する様々な課題を取り上げながら啓発活動を行っている。また年に7回程度、生駒市人権教育推進協議会と一緒に人権教育講座「山びこ」を開催している。誰でも参加できる講座にしているが、幼稚園や保育園、小中学校等にも案内し、PTA や民生児童委員、各自治会からも出席いただいている。2つ目にいただいた意見、事業者向けの啓発事業について、例えば平成 28 年に、男女共同参画プラザでは、生駒商工会議所や奈良先端科学技術大学院大学、生駒市など産学官合同で「イクボス宣言」を行った。イクボスとは、職場で共に働く部下のワー

クライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織としての結果も出しつつ、自らの仕事と私生活を楽しむことができる上司を指し、イクボス宣言をしている企業を対外的に公表している。また、女性活躍に関する講演会についても生駒商工会議所との共催で継続的に開催している。人権施策課で行っている講演会等についても、内容によっては商工会議所を通じて、会員事業所への開催案内メールの送付、商工会議所ニュースへの掲載を依頼し、連携しながら事業者に発信をしている。

【男女共同参画プラザ】3つ目の意見について、男女共同参画プラザは市民一人ひとりの持つ資質や能力を十分に発揮でき、自身の選択に応じて納得のいく生き方を可能にする社会づくりを目指す活動拠点であり、各種講座や研修の開催、女性相談員による相談を行っている。質問をいただいている女性活躍推進法を受けた対応としては、女性のキャリア形成セミナーや心のケア講座等を行っている。そして今年度、宮城県仙台市から講師を招き、自治会を対象に女性目線で防災を考える講座を防災安全課と共催した。他にも多くの取組があるので、またこの資料に記載できる機会があれば今言ったようなものを記載する。

【相川委員】今回答いただいたのは主に子育て支援や女性問題に関する取組だったが、聞きたかったのは時代の変化に伴い生じた新しい政策課題に関する対応についてだ。例えばLGBTQ、在日、一部のいじめの問題についても記載した

が、そういった新しい課題に関して、職員だけで解決は難しいので NPO や大学等と連携していないのかという趣旨だった。教科書的な答えでなく、こういう事業をやろうとしていたが、こういった理由でできていないなど、率直な話を聞きたかった。

【人権施策課】各課で足並みを揃えて同じ人権課題に向けて事業をするというより、それぞれの事業をする中で人権にも配慮して実施しているのが実情だと思う。そういった意味では足並みを揃えるのが難しいと感じている。新しい課題、例えば LGBTQ 等の性の多様性に関してはどこでも講座でメニュー化されていて、市民団体から依頼があった際に、当事者の方に講師をお願いし実施した。また、学校でも子ども向けに性の多様性の授業や、男女共同参画プラザではデート DV に関する出前授業も実施している。また、令和 3 年度にパートナーシップ宣誓制度を始め、現在 4 組の宣誓カップルがいる。それに関しても中高生にも手に取ってもらえるような、見やすくわかりやすいパンフレットを作成し、学校等に配った。課題が多岐にわたり、一年ですべてのテーマを扱えないので、年度ごとにテーマを決めて事業を実施している。

【中川委員長】女性の視点に立った防災研修は、市民自治協議会が活動しているくうえで必要になるかと思うが、そういうところへの支援はどう考えているのか。防災やコミュニティ活動における女性の人権の視点については最近よく指

摘されていると思うが、その部分に対する女性政策担当の考え方を聞きたい。

【男女共同参画プラザ】最近起きた能登半島地震でも、女性目線での災害対応ができていないという話を聞いているが、やはり実際その立場になってみないとわからないことが多いので、実際に経験した方の話を聞くことが大事だと去年の防災安全課との研修で実感した。また、地元の方との連携が一番重要だと思うので、自治会からそういう要望があれば、一緒に連携して講座や研修を実施したい。

【中川委員長】よくわかるが、要望があればやるという姿勢はよくない。自治会が必要性に気づいたときには既に手遅れになっている。災害が起きれば弱者はますます追いやられ、日常における差別が拡大していく。平常体制の中で研修や講座を供給するという必要課題に対する政策をするのは行政の責任なので、要望があったらやるというスタンスは変えるべきだ。そのくらい厳しい認識に立ってもう少しアクティブな政策体制を築くように。では、第6条については変更の予定はないということによろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】今日の議論は、1つ目は条文の改正が必要かどうか。2つ目は、解説の変更、加筆修正が必要かどうか。3つ目は行政当局の施策を強化、改善する必要があるかどうか。この3段階に分けて議論をしているため、条文改正

の必要はなくても、3番目の議論が出てきたらそれをしっかり施策に反映していただきたい。また、欠席している正垣委員から第5条の部分で、市長の言葉や市ホームページに出てくる「協創」という言葉について意見が出ている。協創という言葉の使い方については自由だが、協創と条例上の公文書として使う協働の違いをどこかで解説しておかないと混乱を招く。この解説はどこでしているのか。

【企画政策課】第6次生駒市総合計画基本構想第2章「まちづくりの推進」において、まちづくりの基本的な考え方を3点記載しており、「多様な主体との協創によるまちづくり」で協創について触れている。また、同じページの下部に注釈を設け、「協創」について解説している。「多様な主体との協創によるまちづくり」では、多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造していくという内容を記載している。

【中川委員長】では、総合計画と、自治基本条例との関係についてはどう書かれているのか。

【企画政策課】自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を、いつの時代にあっても変わらない恒久的な目標として位置づけている。

【中川委員長】そうではなく、自治基本条例の中心的な概念である参画と協働は、今回の総合計画にどのように反映されているかという質問だ。

【企画政策課】まちづくりの基本的な考え方の一つに「市民主体のまちづくり」を掲げており、まちづくりの主体は市民であり、市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、市民、事業者、行政の協働を推進すると定めている。

【中川委員長】文章として記述が入っているということか。

【企画政策課】その通りである。

【中川委員長】その記載を今後も外すことのないように。条例と基本構想のどちらが上位かということ意識して作成いただきたい。また、生駒市が非常に評価できる総合計画を作ったと言われている理由は、計画の中の行政側が担うべき部分と、住民自治で担う部分をしっかり役割分担したからであるが、それは現在の計画にも引き継がれているか。

【企画政策課】現在、第 2 期基本計画の策定を進めており、ご指摘いただいた内容は記載するよう調整を進めているところである。

【中川委員長】そこの中の、市民の担うべき役割に当たる部分が、生駒市でこれから設立を進める市民自治協議会の仕事に直結すると私たちは説明しているので、そのことを忘れないように。それから KPI、もしくは KGI はしっかり入れておいてほしい。

【企画政策課】施策ごとの指標について、第 1 期基本計画では参考資料として

掲載しており、第 2 期基本計画においても踏襲する予定である。

【中川委員長】これは政策評価の指標なので、参考ではなく、もし達成不可能だと思ったら、途中で修正した方が良い。当然、総合計画の中に参画と協働という章があると思うが、そこで参画と協働の事業実施件数も KPI として挙げるべきだ。法令用語としては協働なので、このことはよく肝に銘じておくように。それでは次の章に移る。

(3) 自治基本条例の見直し・検討（第 8 章）

【中川委員長】案件の 3 番、「自治基本条例の見直し・検討（第 8 章）」を行う。事務局から説明員を紹介いただきたい。

【事務局】出席者を紹介。

【中川委員長】第 8 章の見直しに入る。最初に第 50 条（他自治体住民との連携）について、記載されている委員の意見への回答をお願いします。

【地域コミュニティ推進課】まず、条文について、市以外の人々の定義がないという意見をいただいているが、この件については後ほど他の委員にも意見を聞きたい。他に、SNS 等を活用した他自治体との情報交換の仕組みの整備状況について質問いただいているが、質問の意図をもう少し詳しく聞きたい。

【生駒委員】地域課題は自治体によって違うが、似た問題はあると思う。普通

の人なら SNS で簡単に発信できても、公務員はそういうわけにもいかないと思うので、その情報交換の機会を逸しているのではないかと考え記載した。例えば、コロナ禍の時に公務員同士で Facebook グループを立ち上げて熱心に情報交換をしていたという話を聞いている。

【地域コミュニティ推進課】「よんなな会」「オンライン市役所」等、個々の職員がオンラインでつながっている事例は多々あるが、自治体間のネットワークについてはそこまで議論が進んでない。

【生駒委員】全ての課題に対応するネットワークとまでは言わないが、同様のものがあれば良いと思うので検討してほしい。

【地域コミュニティ推進課】次に、主な取組状況について具体的にどのような課題が連携によって解決の方向に向かっているのか質問いただいているので、友好都市の成果について回答する。現在奈良県上北山村、福井県敦賀市と友好都市を、兵庫県南あわじ市と観光物産交流友好都市を結んでおり、敦賀市や南あわじ市とは、本市自治連合会の視察や本市へのコミュニティ施策の視察受入等相互間で交流を通じてそれぞれの持つ課題について意見交換を行っている。

また、南あわじ市とは、生駒南第二小学校での南あわじ市の高校生による浄瑠璃講座の開催や、南あわじ市で開催されたイベントへの生駒山麓太鼓保存会の出演等の文化交流もしている。また、自治連合会における先進自治体との交流

についても意見いただいているが、現在奈良県自治連合会がまちづくり協議会設立に向けて部会を立ち上げ、熱心に取り組んでいる。本市も同部会に所属し、他自治体の各会長との意見交換を行っている。さらに、355自治体等が加入している小規模多機能自治推進ネットワーク会議にも所属し勉強会等に参加している。市外研修の実績については、令和5年度は東地区が鳥取県の智頭町役場に、中地区が岐阜県の関市まちづくり協議会に、北地区が京都市市民防災センターに、南地区が淡路市の野島断層保存館に、西地区が伊勢市防災センター・伊勢市消防署に行った。

【中川委員長】第50条についていただいているのは、市外の「人々」という言い方よりも、市外の「住民や団体」等にした方が良いという意見だ。これについて、条文を改正するか、解説を改正するかについて議論する。

【相川委員】「人々」の定義はないのか。

【中川委員長】条文、解説の中では定義していない。解説で「人々の中には団体市民や法人市民も含む」と記載してはどうか。

【相川委員】賛成だ。あと大学や専門機関も入れ込めたら良いと思う。

【中川委員長】では第50条について、解説を追記するという事によろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】それから、主な取組に記載されているSDGs推進課の協創対話

窓口については、ここではなく、第 5 章か第 7 章の取組ではないかという意見が出ています。担当課はどう考えているのか。

【SDGs 推進課】解説の「市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。」の部分が協創対話窓口の趣旨と重なる部分があり、第 50 条に記載した。第 5 章の第 14 条は市からの委託事業に関する要素、第 15～17 条に関しては全体的に市の責務に関する要素、第 7 章は地域コミュニティのあり方を述べている章なので、ここに記載するよりも第 50 条に記載する方が適切だと考える。また、先ほど議論していた解説の変更を踏まえると第 8 章第 50 条でも良いのではないかと。

【相川委員】この条の見出しが他自治体住民との連携なので違和感がある。見出しを変えたほうがいいのかもかもしれない。

【藤田委員】市民と言うときと住民と言うときがあるが、この使い分けについてはどうなっているのか。

【相川委員】市民については第 2 条の中で定義されている。住民の定義はされていないにもかかわらず、第 50 条で住民という言葉を使っているため、やはり変えた方が良いのではないかと。

【SDGs 推進課】策定当時関わっていたので回答する。住民は地方自治法上での定義、外国人や法人も含めた市内に住所を有する人、という扱いで、自治基

本条例で定義している市民とは、住民だけでなく生駒市に通勤通学している人など、生駒市に関係する幅広い人々を指すと定義していた。

【中川委員長】言葉の定義に関する議論は既に終わっている。今議論すべきは第50条の見出しを変更するかについてだ。条文を変えないのであれば、解説に「市外の人々とは、他自治体の市民および団体等を指すものとします。」と追記すべきだろう。この件については内部で検討していただきたい。

【地域コミュニティ推進課】承知した。できれば解説の変更で対応したいと考えている。

【相川委員】また、「公民連携」という言葉は他に出てくるのか。官民連携という言葉を使う自治体もあるが、生駒市では公民連携という表現を使っているのか。

【SDGs 推進課】条文上には出てきていないが、現在策定中の次期総合計画の経営的施策の一つとして出てくる。生駒市では公民連携という言葉を使っている。

【中川委員長】では第51条（近隣自治体との連携）に進む。

【地域コミュニティ推進課】いただいている質問について、資料2で回答しているので確認いただきたい。また、消防本部警防課から解説の「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」について、簡素化の為削除願いたいと意見

が出たので、これについて協議いただきたい。

【相川委員】この取組が無くなったから削りたいということか。

【地域コミュニティ推進課】そうではなく、近隣自治体間で結んでいる相互応援協定の中に「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」が含まれていて、解説の中で記載が重複しているため、削除したほうが良いのではないかと
いう提案である。

【中川委員長】事務局の方で、消防と話して整理しておくように。それでは次、
第52条（広域連携）に進む。

【相川委員】広域連携で市民参画というのはあまり聞き馴染みがないが、どう
して52条で市民参画が記載されているのか。

【SDGs推進課】本条例内容の検討を行う市民自治検討委員会で広域連携の項目を協議した際に、後期高齢者医療制度の話題となった。その制度については
県の広域連合で担うことが既に決定しており、その当時の公募市民から市民抜きで決定されたとの発言があったため、それをきっかけに広域連携事業においても市民参画に努めながら進める必要があるということで記載している。

【相川委員】では、他自治体の市民の参画を生駒市が進めるという意味ではない、ということか。

【SDGs推進課】そこまでは想定していない。

【中川委員長】今、あえてこの文言を削除するのは違和感がある。広域連携であつても市民参画が必要であるという確認としての意義はある。よって、この記載はこのままで良い。では、次に第53条(国際交流及び多文化共生)に進む。記載されている委員の意見への回答をお願いします。

【人権施策課】外国人市民に関するニーズや施策について、令和5年度より人権施策課に国際化推進係が設置され、国際交流及び多文化共生を進めているところである。生駒市内では令和5年12月末時点で1,462人の外国人市民がいるという状況である。増加しているのは技能実習に係る国籍の方で、ベトナム籍の方が多い。ニーズ調査はまだ実施できていないが、外国人住民を交えた懇話会やワークショップ等の実施を検討している。主な取組状況に記載のとおり、国際化ボランティアの登録制度や日本語教室など、住民との協働で実施している事業も多い。母語教育については、学齢児童は学校教育の領域となるのでこの場では回答しかねるが、多文化共生を推進するという観点ではアイデンティティの確立や家族とのコミュニケーションにおいて重要だと認識している。次に防災面については、災害時等に外国人の方に適切な情報を届けるために、令和5年度から市ホームページのトップページに「外国人住民のための生活情報」という入口を新たに開設し、労働や災害などに関する情報を掲載したページへのリンク等を集約している。また、国籍等を超えて地域の中で顔の見える関係

をつくるために、令和 4 年度より市主催で国際交流イベントを行っており、奈良先端科学技術大学院大学やいこま国際交流協会、国際化ボランティアの協力を得ながら進めているが、イベントだけでは関係構築が難しいという課題もあるので、例えば英語カフェのような地域の中での日常的な交流事業を進めていくよう総合計画の第 2 期基本計画において位置付けている。多言語表示については、市ホームページにおいて多言語表示の対応を行うとともに、窓口対応についても国際化ボランティアの方に同席いただいて対応するようにしている。さらに令和 6 年度予算要求において、AI による機械通訳及び遠隔通訳者によるビデオ通訳機能を持つ翻訳システムを導入し、ハイブリッドで対応できるように検討している。やさしい日本語普及の取組については、広報広聴課と市ホームページで対応できるように協議しているところではあるが、予算措置が必要なことから今すぐ対応できるわけではない。

【相川委員】外国人技能実習生が多いということであれば、家族連れではないので教育のニーズはそれほど高くはないという理解でよいか。

【人権施策課】全体約 1,400 人いる外国人住民のうち約 300 人が奈良先端科学技術大学院大学の留学生である。その中には配偶者や子どもと一緒に来ている人もいて、そういった帯同家族が日本語教室に来るケースもある。

【相川委員】市ホームページを見たが、「外国人住民のための生活情報」という

入口は下の方で見つけづらい。また、せめてこの標記だけは漢字を使わないということではできないのか。加えて、ボランティア頼みでよいのかというところについて、市の姿勢としていかがか。

【人権施策課】特に日本語教育に関しては、法人の担い手が少ないという課題がある。

【相川委員】日本語教育の話ではなく、窓口対応の通訳等に係るマンパワーは全てボランティアという認識でよいか。

【人権施策課】窓口対応については、市民ボランティアに急遽対応してもらう必要がないよう、市職員が先に回答したような翻訳システムを活用して AI 翻訳で対応するか、案件が繊細な内容の場合にはオンラインで通訳者をつないでリアルタイムで通訳してもらいながら対応するため、行政用語にも対応したシステムを令和 6 年度に導入したいと考えている。

【相川委員】質問の意図としては窓口対応のことだけではなかったのだが、やはりボランティアは災害時等には実働できない部分もある。そういった視点に立ち、外国人市民に対するまちづくり施策として、様々な事業を予算化する必要があると思う。これは条例に関する話ではなく、私の意見である。

【中川委員長】相川委員と人権施策課とのやり取りについて、翻訳アプリが発達したことでかなり現場の負担が少なくなったとはいうものの、行政用語や制

度用語はアプリでは正確に翻訳できないことが多いので、正確に外国人の方にも伝わるようにするためには補助的な技術がまだまだ必要である。それらを開発していくためにも市内在住の外国人や NPO 法人等に事業委託をするといった手法を検討してはどうか、という意味だと捉えている。過去の事例の話だが、神戸市ではフィリピン系の女性が多く住んでおり、この方々に母子手帳を交付しているのだが、これが日本語と英語にしか対応していない。しかし、フィリピン人の中にはタガログ語しかわからない方も多いため、ボランティア団体が神戸市のパートナーシップ助成金を活用して母子手帳をタガログ語に翻訳したのだが、委員の中でこういった活動は補助金として助成するべきものではなく、そもそも行政責任なので委託料として支払うべきものではないかという意見があった。その時の神戸市の担当はこのことについて痛切に反省していたが、中には一つ事例を作ってしまうとあらゆるケースに対応する必要性が生じてしまうという意見もあった。しかし、私はすべてに対応する必要があると考えている。

地方自治法上、長期在住外国人も住民税を支払う住民であり、母語によるサービスを受ける権利を有している。国際人権規約がそれを保障しており、少数派なので我慢してもらおうというのは間違っている。むしろ人権というのは少数派であればあるほど能動的な保障をするべきものであり、少数派の外国人に対する政策として、その外国人住民をバックアップする住民団体等によってその国

の言葉に翻訳してもらおうといったコミュニティビジネスを開発すべきじゃないのか、という提案だと私は理解している。今の話はこういった背景からのやり取りだと思うので、今後の政策に反映してほしい。これは条文構成についての意見や、解説に対する意見ではなく、政策上の提案と理解してほしい。それでは次の第3章に移る。

(4) 自治基本条例の見直し・検討(第3章)

【中川委員長】案件の4番、「自治基本条例の見直し・検討(第3章)」を行う。

事務局から説明員を紹介いただきたい。

【事務局】出席者を紹介。

【中川委員長】最初に第7条(まちづくり参画の権利)について、記載されている委員の意見への回答をいただきたい。

【地域コミュニティ推進課】パブリックコメント手続条例の運用実態について質問をいただいているが、行政経営課からの参考資料をもって回答とする。デジタル推進課の取組として記載できるものはあるかという質問については、資料2に記載しているデジタル推進課からの回答を参照いただきたい。

【中川委員長】これについて、他に意見のある委員はいるか。第7条については、条文、解説ともに変更無しということによろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】それでは次に第8条（18歳未満の市民のまちづくりに参画する権利）の検討に入る。各委員から、それぞれの年齢に応じたまちづくりに関する学びや、子どもの頃から選挙に関心を持てる環境の整備等について意見が出ている。これについて回答いただきたい。

【地域コミュニティ推進課】生涯学習課で ischool（アイスクール）という、学びの場を通じてまちづくりに繋げていく事業を実施している。その中で、子どもを対象に、市議会の仕組みを学んでから市役所の議事堂にある議場や傍聴席を見学するイベントを開催する予定だと聞いている。政治とは直接関係がないが、市民活動推進センターでも小学校低学年を対象としたボランティア活動支援事業を実施している。資料2に詳細が書かれているので参照いただきたい。

【中尾委員】総合計画の策定時に、子ども達にアンケートを取ったと聞いたが、そういう事例が増えてほしい。今の小・中学生にはタブレットが配られていてアンケートも簡単に取れるらしいので、活用されることを期待している。

【生駒委員】小・中学生に対しては様々な取組があるとわかったが、高校生に対してはどうか。

【地域コミュニティ推進課】高校生に関しては、生涯学習課所管の、生駒市子ども会育成連絡協議会の中にある、中高生を対象とした「あすなる会」が、地

域の青少年リーダーの育成に向けて様々な事業を展開している。地域コミュニティ推進課では、高校生を対象に、地域プロジェクトの企画・実践を通じて若い世代が地域とつながる地域未来人財育成事業を、令和3年度から始めている。

【相川委員】そういった取組が最初から資料1に書かれていないことが一番問題だと思う。年齢に応じたまちづくりについての条文なのに取組状況は選挙の話ばかりで、あまり他の担当課がイメージできてないのではないかとも思える。

【地域コミュニティ推進課】先ほどの議論の中でも各課の意識の差が激しいのではないかという指摘をいただいたが、今回の件もそれが原因だと考える。参画と協働という分野に例外部局はないという原則のもと、各課にもう一度確認する。

【清水委員】各課の条例への理解が足りていないことが今回浮き彫りになったので、まずは「住みよいまちづくり」の定義が、「住みよい豊かな地域社会をつくるための取組」というふうに書かれていることを各課に伝えると良いかもしれない。この条文については学校教育もそうであるが、もしかしたら保育園や幼稚園でも何か取り組んでいるかもしれない。地域のことに目を向けた事業として様々なことをしている可能性があるので、そういった取組をここに出してほしい。

【地域コミュニティ推進課】定義や理念に加えて、共通認識をよりわかりやす

い表現で庁内全体に共有する。

【中川委員長】参画と協働に関して、子どもたちにどのように強い働きかけをするかが問われる所ではないかと思うので、それについては、当然のことながら学校教育・社会教育の担当課が答えるべきだと思う。選挙管理委員会だけがこれに対して答えるというのは側面的すぎる。メインはやはりシチズンシップ「共育」だと思うので、解説の中にシチズンシップという言葉を入れて、その言葉を説明しながら、そのような共育が子どもの頃から必要であること、市としてもこれについて取組をさらに進める必要があるといったことを書いてはどうか。「教育」でなく、共に育てるという意味で「共育」と記載するように。シチズンシップ共育の意味も解説に添えた方が良さだろう。

【森岡副委員長】もっと幅広く、子ども達が社会参画できる取組を増やすべき。地域活動にも参画してほしいと思うがなかなか地域と学校が結びつかないので難しく感じている。

【中川委員長】ここの章で書くべきか悩むが、例えば「第43条に記載のある市民自治協議会の編成等に際しても、子どもの意見を聞くようなワークショップを導入し、部会を編成する等の工夫が求められている」ということを第8条の解説に入れても良いかもしれない。

【森岡副委員長】地域と小学校の合同防災訓練が少しずつ増えているので、そ

ういう方向でも地域と子どもが一緒に取り組む事例が増えたら良いと思う。

【中尾委員】私の住んでいる校区でも防災訓練を実施している。避難場所である中学校で実施するので、中学生にも参加してほしいと学校に掛け合っているが、訓練実施日が休日であるため教員や生徒を動員するのが難しいようだ。学校側としても働き方改革を進めている最中なので地域と折り合いがつかないことが多い。

【中川委員長】地域が学校に協力を求めても、働き方改革のために断られることが多い。その一方で、文部科学省はクラブ活動のリーダーや、登下校の見守りには地域の協力を求めなさいと通知している。この件に関しては教育委員会と話し合いたかったので出席してほしかった。

【藤田委員】老人クラブでも世代間交流に取り組みたいと考えているが、やはり学校側に断られることが多い。

【中川委員長】今日の議論は教育委員会にも伝えるように。子どもたちがまちづくりに参加する権利を学校側としてどのように支援するのか。自治基本条例を授業に入れるかどうか。社会教育・生涯学習の中に子どもたちをどのように参加させるか。そういった部分に対する答えが欲しい。今後地域と繋がらないと学校はやっていけなくなると思う。では、第 8 条に関しては条文の変更の余地はなく、解説を変更するというところでよろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】では第9条（まちづくり参画における市民の責務）に進む。

【清水委員】資料1について、前回の見直し時の意見欄に「お互い助け合えるようなまちづくりが必要だ」という意見があり、それに対して地域コミュニティ推進課が実施している事業を回答しているが、その事業が主な取組欄に記載されていないことが気になった。前回出た意見をもとに取組欄を充実させていくのがこのシートの有効な使い方だと思うのでぜひ記載してほしい。

【中川委員長】中尾委員からは条例の全戸配布をするべきだという意見をいただいている。

【中尾委員】市民が条例のことを忘れないように定期的に配布するべきだと考え記載した。

【地域コミュニティ推進課】定期的な全戸配布は難しいと考えている。前回の委員会でも、条例見直し後の周知について意見をいただいたが、それについてはシンポジウムの開催、及びそれに合わせたイベントを実施する予定だ。また、全戸配布はできなくても、自治会の協力を得ながら回覧等で対応したい。

【中川委員長】第9条については、条文・解説共に変更なしということよろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】では、第3章の見直しを終了する。

(5) 自治基本条例の見直し・検討(第1章・第2章・第3章・第8章)

【中川委員長】案件の5番、「自治基本条例の見直し・検討(第1章・第2章・第3章・第8章)」を行う。ここまで見直した条文について、他に意見のある委員は発言いただきたい。

【生駒委員】自治基本条例は市ホームページに掲載していると思うが、PDF形式で載せていないか。

【事務局】PDFでも閲覧できるようになっている。

【生駒委員】今の時代、ほとんどの人はスマホでホームページにアクセスするので、PDFでは見にくいと思う。スマホからアクセスしても読みやすいように工夫してほしい。

【中川委員長】確かに、どんな人でも手軽に自治基本条例の情報を手に入れられるように考える必要がある。

【事務局】第1章第2条で相川委員からいただいている、解説の「市」を「生駒市」に変えるべきだという意見について、まだ委員会で検討されていない。生駒市の条例なので「市」という表記で良いと思うが、〇〇市というふうに詳しく記載している条例が他自治体にあるのであれば教えていただきたい。

【相川委員】調べていないが、他に事例がなければ変更しないのか。私から見ればわかりづらいので、他の条文で変更する箇所があればあわせて変更したほうが良いと思う。

【中川委員長】第2号に関しては、相川委員の意見に同意する。ここに「生駒」とつけないと他の市や市議会まで規定してしまう可能性がある。

【藤田委員】解説のみであれば、変更しても良いのではないか。

【中川委員長】では、解説文は変更することとする。

【事務局】また、前文についても相川委員からご意見いただいている。

【中川委員長】前文では少子高齢化と書いてあるのに、解説では高齢化となっている部分について、解説にも少子化という言葉は足すということによろしいか。

【他委員】異議なし。

【中川委員長】今日欠席している平阪委員からは、前文について、「課題が増えて以前のような行政が行えないので市民が主体にならないといけないというふうに読めてしまう」という意見が出ている。確かに、どのような状況にあってもまちづくりの主体は市民である。

【中尾委員】平阪委員が指摘しているのは前文の「こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められて

おり」の部分ではないか。そうすると前文の改正が必要になる。

【森岡副委員長】今気づいたが、前文 4 行目に「低成長時代の到来により」と書いてある部分について、低成長時代が到来してから結構時間が経っているので、この文言はあまり時代に合っていないかもしれない。

【藤田委員】この条例が制定されたときの時代背景がかなり前なので、辻褄が合わないことも多々ある。

【相川委員】今の議論をそのまま解説に盛り込んではどうか。本文はあまり触るべきものではないと思うので、解説のところで、状況の変化について 2~3 行付け加えると良いのではないか。条例制定から何年も経ち状況が変わってきていること、新たな課題を解決するために今はこういった取組が必要になって来ていること、ますますこの条例の重みが増しているといった趣旨のことを書き加えてはどうか。

【中川委員長】では、解説については、「低成長・人口減少の趨勢に当分変化はないものと思われること」、「そこから脱却していくために、住民自治と団体自治が両輪となって進める地方自治の活性化がますます重要となってきたこと」を追記するように。解説の変更というよりかは追加である。平阪委員の意見は一般的によく言われることなので、他の市民にもそういう見方をされないように工夫する必要がある。国の補助金に依存する自治体とは違い、生駒市は団体

自治をしっかりと立て直し、尚且つ住民自治を活力あるものにし、その2つの
両輪をもって自立した自治体を目指していくという意気込みを書けば良いと思
う。他に意見が無ければ、これをもって本年度第2回の市民自治推進委員会を
終了する。

以上